

乙第229号証

高浜発電所3号機 第21回定期検査の概要

1. 主要工事等

(1) 原子炉冷却系統設備小口径配管他取替工事 (図-1参照)

国外PWRプラントにおける応力腐食割れ事象を踏まえ、1次冷却材の流れのない配管（高温環境で溶存酸素濃度が高い）の溶接部について、計画的に対策工事^{*1}を実施しており、今回は、余熱除去系統1箇所および化学体積制御系統4箇所について耐食性に優れた材料に取り替えました。また、取替え時の作業性を考慮し、対象箇所周辺の弁や配管の一部を取り替えました。

*1 応力集中の小さい溶接形状への変更と耐食性に優れた材料への変更

(2) 1次系強加工曲げ配管取替工事 (図-2参照)

国外BWRプラントにおいて、芯金を使用して曲げ加工した配管の内面で応力腐食割れが発生した事象を踏まえ、予防保全として、1次冷却材系統につながる曲げ配管のうち、芯金を使用して曲げ加工したものと、芯金を使用せずに曲げ加工した配管等に取り替えました。

(3) 安全系計器用電源装置取替工事 (図-3参照)

安全系計器用電源装置の構成部品が製造中止となったことから、今後の保守性を考慮し、最新の電源装置に取り替えました。

(4) 1次冷却材ポンプ供用期間中検査 (図-4参照)

1次冷却材ポンプの供用期間中検査として、C号機の主フランジ締め付け部やケーシング内表面について、目視点検や超音波探傷検査を行い、健全性を確認しました。

2 設備の保全対策

(1) 2次系配管の点検等 (図-5参照)

当社が定めた「2次系配管肉厚の管理指針」に基づき、2次系配管1, 22箇所について超音波検査（肉厚測定）を実施しました。その結果、必要最小厚さを下回る箇所および次回定期検査までに必要最小厚さを下回る可能性があると評価された箇所はありませんでした。

また、今後の保守作業を考慮した部位118箇所を耐食性に優れたステンレス鋼もしくは低合金鋼の配管に取り替えました。

3 蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査結果

(図-6 参照)

3台ある蒸気発生器(SG)の伝熱管全数(既施栓管を除く9, 786本)について、渦流探傷試験を実流した結果、C-SGの伝熱管1本の高温側管板部で、有意な欠陥信号が認められました。

原因は、過去の調査から蒸気発生器制作時に伝熱管を管板部で拡管する際に発生した引張り残留応力と、運転時の内圧とが相まって、伝熱管内面で応力腐食割れが発生・進展したものと推定されました。

対策として、当該伝熱管の施栓を実施し、使用しないこととしました。

[平成24年3月29日、4月5日公表済]

4 燃料集合体の取替え

燃料集合体全数157体のうち、81体を取り替えました。今回装荷した新燃料集合体は68体(うち16体はMOX燃料)です。また、MOX燃料は、24体(新燃料含む)を装荷しました。

燃料集合体の外観検査(47体)を実施した結果、異常は認められませんでした。

5 福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全性向上対策工事

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、新規制基準対応工事等を含む安全性向上対策工事を実施しました。

(1) 新規制基準対応工事(主な工事) (添付「主な新規制基準対応設備一覧」)

① 設計基準への対策

(図-7 参照)

基準地震動の見直し(550ガル→700ガル)に伴い、一次冷却材系統等の配管や、使用済燃料ピットクレーン等の設備について、耐震補強工事を実施しました。

津波対策として、浸水防護重点化範囲に津波が到達しないよう、取水路側に防潮ゲートを設置するとともに、放水口側に防潮堤を設置しました。

竜巻対策として、安全上重要な屋外設備の健全性を維持するため、飛来物の衝突に対する防護対策として、海水ポンプエリアへの鋼板、ネットの設置等を行いました。

火災防護対策として、地震等により既存の消火水系統が使用できない場合を想定して、基準地震動(700ガル)に対応する新たな消火水バックアップタンク(6基)、ポンプ等を設置しました。

②重大事故への対策

○ 電源の確保

(交流電源)

(図一8参照)

外部電源が喪失して非常用ディーゼル発電機が起動しない場合の代替電源として空冷式非常用発電装置（2台）を設置するとともに、中央制御室から遠隔起動できるよう設備を改造しました。

空冷式非常用発電装置からの電源供給等が期待できない場合を想定し、電源車（3台、うち1台は3、4号機共用の予備）を配備するとともに、原子炉補助建屋側面に接続口（2箇所）を設置し、電源車からの電力ケーブルを接続することで蓄電池や計器用電源等への電源供給を可能としました。

また、既存の高電圧開閉装置が使用できない場合を想定して、空冷式非常用発電装置から恒設代替低圧注水ポンプ等の重要機器に直接給電を可能にするため、代替所内電気設備（高圧分岐盤、分電盤、補機切替盤等）を設置しました。

(直流電源)

(図一9参照)

全交流電源喪失時においても原子炉の冷却に必要な弁の操作や監視計器等に必要な電源を24時間以上にわたり供給可能とするため、安全系蓄電池（2系統）の容量の増強を行うとともに、当該蓄電池の負荷切り離しのための遠隔操作スイッチを中央制御室に設置しました。

さらに、これら直流電源系統が機能喪失した場合を想定して、加圧器逃がし弁を作動させるための電磁弁に直流電源を供給するための専用の可搬式バッテリを配備しました。

○ 冷却機能の確保

(炉心・格納容器の冷却)

(図一10参照)

原子炉や格納容器を冷却する既存の設備^{*3}が機能喪失した場合を想定して、恒設代替低圧注水ポンプ（1台）および専用電源を備えた可搬式代替低圧注水ポンプ（3台、うち1台は3、4号機共用の予備）を配備しました。

また、原子炉補機冷却水系統が使用できない場合において、既存の充てん／高圧注入ポンプ、格納容器スプレイポンプを使用できるようにするために、それぞれ各1台について、ポンプにより吐出した冷却水を用いてモータ等を冷却するための配管（自己冷却配管）を設置しました。

海水ポンプが機能喪失した場合等の格納容器の除熱機能の代替手段として、大容量ポンプ（2台、うち1台は3、4号機共用の予備）を配備しました。

*3：充てん／高圧注入ポンプ、余熱除去ポンプ、格納容器スプレイポンプ等

(水源)

原子炉や格納容器を冷却するための水源である燃料取替用水タンクに、純水タンクやほう酸タンクから補給ができない場合を想定して、通常は蒸気発生器を冷却する水源として使用する復水タンクから補給できるようにするための移送配管等を設置しました。

(2) 自主的対応工事等

①使用済燃料ピットの監視強化

(図-11参照)

使用済燃料ピットの監視強化のため、広域水位計（電波式）を増設するとともに、監視カメラを設置しました。

②外部電源受電設備の浸水対策

予備変圧器から安全系母線の給電ルート上に設けられているバスダクトをケーブルに取替えるとともに、ケーブル接続部の防水処理を行いました。

③代替水源の確保

消火水バックアップタンク等に替わる水源確保の観点から、3、4号機背後斜面の湧水排出トンネル内に湧水を堰き止めて淡水貯水槽を設置し、3、4号機共用の水源としました。

④非常用炉心冷却系統の支持構造物等の点検

(図-12参照)

非常用炉心冷却系統に設置されている耐震サポートなどの支持構造物や屋内外タンクの基礎ボルト等について、取り付け状況等に異常のないことを確認しました。

6 次回定期検査の予定

平成29年春頃

なお、定期検査の作業工程については、別紙を参照下さい。

以上

主な新規制基準対応設備一覧

① 設計基準対策（設備、対策工事）

地震対策	・耐震補強工事 ・斜面崩落対策工事 ・取水口下部地盤改良工事
津波対策	・放水口側防潮堤 ・取水路防潮ゲート ・自然現象監視カメラ、潮位計
その他自然現象等	・飛来物防護壁、防護ネット
竜巻対策	・外部火災 ・防火帶
火災防護対策	・消火水バックアップタンク、ポンプ
内部溢水対策	・配管逆流防止弁 ・貯留堰堤 等
その他	

② 重大事故対策（設備）

電源確保対策	・空冷式非常用発電装置、遠隔起動操作盤 ・可搬型代替電源（電源車） ・蓄電池の増強、遠隔負荷停止操作盤 ・加圧器逃し弁用可搬式バッテリ ・代替所用電気設備（高圧分岐盤、分電盤）等
冷却設備対策	炉心・格納容器の冷却
	・代替注水設備（恒設・可搬式代替低圧注水ポンプ、ポンプ用電源車） ・既設注水設備への自己冷却配管 ・大容量ポンプ 等
	溶融炉心の冷却
	・代替注水設備（可搬式代替低圧注水ポンプ、ポンプ用電源車）
	使用済燃料ピットの冷却 ・可搬式代替注水設備（消防ポンプ） ・可搬式スプレイ設備（可搬式代替低圧注水ポンプ、ポンプ用電源車） ・スプレイヘッダ ・放水砲、放水砲用大容量ポンプ
水源の確保	・冷却水移送配管 等
最終ヒートシンクへの熱輸送	・大容量ポンプ
水素爆発による格納容器破損防止対策	・電気式水素燃焼装置 ・静的触媒式水素再結合装置
放射性物質拡散防止抑制対策	・放水砲、放水砲用大容量ポンプ ・シルトフェンス
対策の指揮を行う設備	・緊急時対策所
その他	・衛星通信設備 ・可搬型モニタリングポスト 等

